

令和7年度

岩手県企業局クリーンエネルギー導入支援事業費補助金

公募申請の手引



令和7年4月

岩手県企業局経営総務室

目 次

| | |
|-------------------|----|
| 1. 事業概要 | 2 |
| 2. 実施方法 | 4 |
| 3. 申請方法 | 9 |
| 4. 年間スケジュール | 10 |
| 5. 参考（過去5年間の利用実績） | 11 |

1 事業概要

(1) 事業目的

市町村等の脱炭素化を推進し、地域の温室効果ガスの削減に寄与するため、公共施設へクリーンエネルギー等設備を導入する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するとともに、当該補助金の活用についてPRをしていただくことで、地域のクリーンエネルギー等設備の導入を促進していくことを目的とします。

(2) 事業内容

ア 補助対象事業

次の設備及び機器を導入する事業を補助対象とします。

- ① 太陽光発電設備及び機器
- ② 太陽熱利用設備及び機器
- ③ 風力発電設備及び機器
- ④ 地中熱又は地下水利用ヒートポンプ設備及び機器
- ⑤ 廃熱又は地熱等利用設備及び機器
- ⑥ バイオマス発電設備及び機器
- ⑦ バイオマス熱利用設備及び機器
- ⑧ 水力発電設備及び機器
- ⑨ ①～⑧を（複合的に）利用した設備及び機器類（街路灯、温水器、情報表示装置等）
- ⑩ LED照明設備及び機器（更新工事を伴うものに限る。ただし、LED照明からLED照明へ更新するものを除く。）
- ⑪ ①～⑩に準ずる設備及び機器

イ 補助事業者

補助金の交付対象となる者は、県内市町村及び県内に主たる事務所を置く公共団体等※であって、事業の実施予定地である県内市町村長の推薦を受けた者（以下「市町村等」という。）とします。

※ 公共団体等 次に掲げる団体をいう。

ア 一部事務組合及び広域連合

イ 公共的団体（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、生活協同組合、商工会議所等の産業経済団体、社会福祉協議会、社会福祉団体、日本赤十字社等の厚生社会事業団体、教育団体、青年団、婦人会、教育文化スポーツ団体等、その他、法人か否かを問わず、公共的な活動を営むものをいう。）

ウ 補助対象経費

補助対象経費は次のとおりとします。

なお、機械製作と据付工事を一括発注する場合は、工事費として計上してください。

| 費 目 | 内 容 | 備 考 |
|---------|--|---------------------------|
| 機械装置購入費 | ・機械装置等の購入又は製造等に係る経費 ・PR表示の製作及びその設置に係る経費 | 土地の取得及び借上げに係る費用は対象外 |
| 工事費 | 機械装置の設置工事費 (直接工事費、直接経費及び諸経費) | ・建物は対象外 ・既設構築物の撤去費は対象外 |

エ 補助額

(ア) 補助事業1件における補助額は、補助対象経費の4分の3以内の額（その額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額）で500万円を上限とします。

(イ) 補助対象経費は消費税を含む金額とします。

ただし、本補助金に係る消費税の仕入控除税額が発生した場合は、消費税の確定申告終了後、速やかに報告してください。その場合は、当該消費税仕入控除額に係る補助金は返還していただくこととなります。

オ 本事業に係る予算

30,000 千円

カ 事業実施期間

補助事業の実施については、原則として交付決定日から令和8年2月末日までとします。
なお、交付決定前の事前着手は認められません。

キ 交付要件

次の要件を満たすことが必要です。

(ア) 広く地域住民が利用する公共施設に導入すること。

(イ) 導入した設備により発電した電力は（ア）に定める施設や導入した設備の自家消費に使用するものとし、専ら売電を目的とするものではないこと。

(ウ) 補助対象経費に他の補助金の対象経費を含まないこと。

(エ) 1市町村（市町村長の推薦を受けた者を含む。）における補助額の合計が、500万円を超えないこと。

(オ) 導入する設備にCO₂削減効果が認められること。

(カ) 本事業により導入した設備であることのPRを実施すること。

2 実施方法

事業の実施については、「岩手県企業局クリーンエネルギー導入支援事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）」及び「岩手県企業局クリーンエネルギー導入支援事業費補助金交付要領（以下「交付要領」という。）」によるほか、次によることとします。

(1) 事業の公募

岩手県企業局は、本事業を実施するに当たって、公募期間、その他交付申請に必要な事項を岩手県企業局のホームページに掲載し、公募します。提出様式等は、岩手県企業局のホームページを御覧ください。

(2) 公募の申請

補助金の公募申請は、1市町村（市町村の推薦を受けた者を含む。）について500万円を上限とします。

また、申請者が市町村以外の場合は、事業の実施予定地である県内市町村長の推薦を受けた上で申請してください。

(3) 申請の採択

岩手県企業局は、申請された事業が交付要件の全てを満たしており、補助金を交付することが適当と認められるものについて、CO₂削減効果、PR効果等、次の選考基準に照らして厳正に審査し、予算の範囲内において総合評価の高いものから順に採択するものとします。

なお、申請内容審査の段階において必要に応じてヒアリングを実施する場合があります。選考内容及び経過については公表しませんので、あらかじめ了承願います。

また、申請者に対しては補助対象事業の採否を文書で通知するものとします。

| 評 価 項 目 | | |
|---|--------------|--|
| 電力削減効果 40点 | 40 〜 0 | 別紙による計算式で削減電力量（100万円当たり）が3,600kWh以上のものを40点とし、3,600kWhから60kWh減少するごとに1点減点とする。 1,259kWh以下のものについては、全て0点とし、CO ₂ 削減効果が認められないものとする。 |
| PR効果 30点 | 15 | 設備近傍または地域住民の利用が見込まれる施設等でのPR表示を行うこととしている。 |
| | 15 | 広報・住民説明会等、PR表示以外の周知を行うこととしている。 |
| その他 (利用実績) 30点 | 30 | 過去5年間のうち0年 |
| | 25 | 過去5年間のうち1年 |
| | 20 | 過去5年間のうち2年 |
| | 15 | 過去5年間のうち3年 |
| | 10 | 過去5年間のうち4年 |
| | 5 | 過去5年間のうち5年 |
| ※ 補助申請に必要な水準は <u>50点以上</u> とし、 <u>各項目に0点がないこと</u> を条件とする。 ※ 同点の場合は、事業の削減電力量（100万円当たり）が大きいものを優先して採択します。 | | |

(4) 補助事業に係る発注の際の留意点

工事等の発注及び契約等を行うに当たっては、次の点に留意してください。

ア 補助事業の遂行上著しく困難又は不相当である場合を除き、競争入札又は見積り合わせ（2者以上）によって相手先を決定すること。

イ 競争入札等により難しい場合には、その理由を明確にするとともに、価格の妥当性についてもその根拠を明確にすること。

ウ 補助対象外の工事等が発生する場合には、原則として補助対象部分と対象外部分を分離して発注すること。

なお、補助対象外を含めた全体工事を一括で契約する方が合理的である等の理由により、一括契約で処理する場合においても、それぞれの実施内容及び金額等が明確に確認できる形態とすること。

(5) 補助事業の計画変更

補助事業者は、交付申請時の内容の変更又は補助事業の中止若しくは廃止等をしようとするときは、事前に交付要綱様式第6号による事業変更（中止、廃止）承認申請書を提出し、岩手県企業局の承認を受けてください。

特に、以下に掲げる場合における手続きに留意してください。

- ・ 詳細設計などの発注準備の段階で、設置場所や仕様変更等が生じる場合。
なお、交付申請時からの数量の変更及び削減電力量（100万円当たり）が低下する変更は、原則として認められないこと。
- ・ 入札等の結果、補助対象経費が20%を超えて増減する場合。

なお、何らかの理由により補助対象経費が増額となる場合、事業変更の承認を受けたとしても、補助金の増額は認められませんので、あらかじめ了承願います。

また、要綱第9に規定する軽微な変更であって企業局長が認めるものについては、各々の事情を踏まえて判断することとしますので、事業内容に変更が生じる場合は事前に岩手県企業局へ相談してください。

(6) 補助事業の着手と完了

補助事業の着手日は、補助対象事業の契約日とします。

また、補助事業完了日は、契約業者に対する工事代金（精算払）の支払日とします。

(7) 前金払の請求

岩手県企業局は、必要があると認める場合、補助金の5割以内で前金払をすることがあります。

補助事業者は、前金払を請求しようとする場合、交付要綱様式第12号による補助金前金払請求書を提出してください。

(8) 進捗状況報告

補助事業者は、補助事業の遂行の状況を適切に管理するとともに、交付要綱様式第11号に

よる進捗状況報告書に、補助事業に係る契約書及び発注時の特記仕様書を添付の上、報告してください。

(9) 予算執行に関する調査等

岩手県企業局は、予算の執行の適正を期するために、必要に応じて補助事業者等に対して報告を求める場合があります。

(10) 補助事業の完了

補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該事業を完了した日から14日を経過した日又は補助金の交付の決定を受けた年度の3月10日のいずれか早い日までに、交付要綱第17に掲げる書類を提出してください。

(11) 確定検査

岩手県企業局は、補助事業者から(10)の書類の提出を受けた後、書類審査及び現地検査(以下「確定検査」という。)を行います。

なお、確定検査を行うに当たって、補助事業者に用意していただく書類は、以下のとおりとなります。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 許認可関係書類(原本)<ul style="list-style-type: none">・土地の使用許可・行政財産の使用許可 など2 契約関係書類(原本)<ul style="list-style-type: none">・工事積算書・工事請負契約書・支出負担行為伺、支出票・機種選定、業者選定経緯の関係資料 など3 工事関係書類<ul style="list-style-type: none">・現場管理関係書類・工事中写真 など4 申請関係書類の控え<ul style="list-style-type: none">・申請書及び計画書(事業者控え) など5 その他<ul style="list-style-type: none">・事業のPRや地域の方への周知方法に関する計画等について、口頭でお聞きします。 |
|---|

(12) 補助金の支払

岩手県企業局は、確定検査で補助事業が適正に完了されていることを確認した上で、補助金を交付します。

(13) 取得財産の管理等

補助事業者は、補助事業の実施により取得した財産等（以下「取得財産等」という。）について、補助事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。

取得財産等を事業終了の翌年度から起算して法定耐用年数の期間以内に補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄しようとする場合には、事前に交付要綱様式第10号による取得財産管理等変更承認申請書を提出し、岩手県企業局の承認を受けてください。原則として、補助金の返還を行っていただきます。

(14) 事業の公表

岩手県企業局は、補助金の交付決定後、補助事業者名、事業名及び事業概要を岩手県企業局のホームページで公表します。

また、全ての事業が完了後、前記項目に事業費、補助金額及び施設写真を加えた内容をホームページで公表します。

(15) PRについて

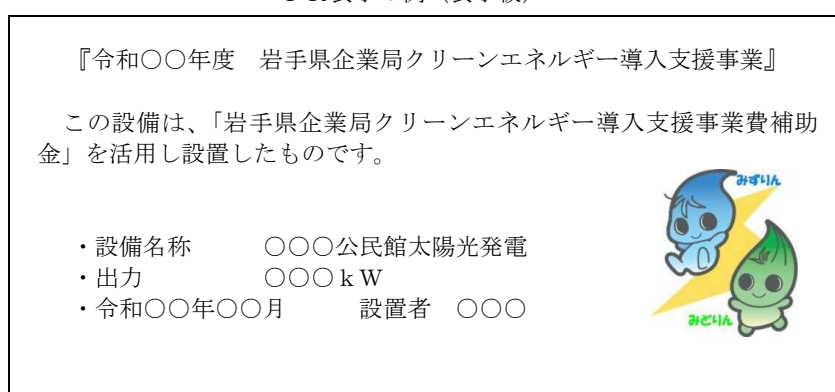
次のア、イ又はその両方により、岩手県企業局の支援を受けて実施した事業である旨のPRを行っていただきます。

ア PR表示について

補助事業者は、設備近傍又は地域住民が利用する施設等に岩手県企業局の支援を受けて実施した事業である旨の表示を行うものとします。PR表示は、事前に記載内容等を岩手県企業局に情報提供していただきます（内容について、可能な範囲で要望することがあります）。

また、PR表示を屋外に設置する場合は、耐候性を有する仕様で製作することとします。
なお、当該表示の製作及び設置費用は、補助対象経費として認めています。

PR表示の例（表示板）



※ 表示板の大きさ等の仕様は導入設備の規模等により適当なもので製作すること。

イ PR表示以外のPR

補助事業者は、広報や住民説明会等、任意の方式により岩手県企業局の支援を受けて実施した事業である旨をPR出来るものとし、PR実施後に岩手県企業局に情報を提供していただきます。

(16) 利用状況等の報告及び周知

ア 補助事業者は、補助事業の適正な管理及びその効果の確認のため、データ等次の事項を取りまとめの上、岩手県企業局に対して報告をしていただく場合があります。

また、岩手県企業局は、補助事業者からの報告を取りまとめ、その内容を岩手県企業局のホームページや印刷物で広く紹介する場合があります。

(ア) 1年間の電力量、熱量・石油換算量及びCO₂の削減量の算出等

(イ) 事業のPRや周知の状況

(ウ) 施設の便益を受ける人数等

(エ) 設備、機器等の写真

イ 補助事業者は、地域住民等に当該設備が本事業の補助を受けて実施された旨の周知（本事業のPR）に積極的に努めるとともに、岩手県企業局が行うPR活動に協力するものとします。

(17) 申請者が市町村以外の場合における当該市町村への依頼

当該市町村長は、補助申請を予定している事業の内容を確認の上、推薦の可否を決定してください。

(18) アンケート調査

岩手県企業局は、事業実施の効果等を把握する目的で、事業者に対し事業実施後の設備利用者等に対するアンケート調査を依頼する場合がありますので、協力願います。

(19) 個人情報の取扱い

本事業において取得した個人情報については、申請に係る事務処理に利用するほか、本事業の遂行上必要に応じて利用しますので、あらかじめ了承願います。

(20) 注意事項

- ・ 公共施設は、地域住民の利用に供される施設が対象であり、庁舎等は対象外となります。

3 申請方法

(1) 公募期間及び書類提出期限

令和7年4月1日（火）～ 令和7年4月30日（水）17時00分（岩手県企業局必着）

(2) 提出書類

| 提出書類 | 様式等番号 |
|----------------------------------|---------|
| 補助金申請時提出書類一覧表 | 要領様式第2号 |
| 岩手県企業局クリーンエネルギー導入支援事業設備導入効果評価シート | 要領様式第1号 |
| 岩手県企業局クリーンエネルギー導入支援事業費補助金交付申請書 | 様式第1号 |
| 岩手県企業局クリーンエネルギー導入支援事業計画書 | 様式第2号 |
| 事業経費の配分 | 様式第3号 |
| 事業実施スケジュール | 様式第4号 |
| 収支予算書 | 様式第5号 |
| 申請した設備（システム）を選定した理由及び経緯書 | 任意様式 |
| 設備仕様書（設備の仕様書、施設概要図等を含む） | 任意様式 |
| 位置図（主要施設や道路・河川等との位置関係が分かる概略図） | 任意様式 |
| 現地写真（設置場所の周辺を撮影したもの） | 任意様式 |
| 設置場所、施設の使用許可書の写し等（自己所有でない場合） | — |
| 既存設備の出力が分かる資料（設備更新事業の場合） | 任意様式 |
| 既存設備の写真（設備更新事業の場合） | 任意様式 |
| 経費の内訳が分かる書類の写し | 任意様式 |
| 補助対象経費・補助対象外経費の算定方法が分かる資料 | 任意様式 |
| 当該市町村長の推薦書（市町村以外の申請者のみ） | 任意様式 |

(3) 提出方法

持参、Eメール又は郵送とし、不備なく書類を提出して下さい。

なお、持参の場合には、公募期間中の執務時間（土日祝日を除く9時～17時（正午～13時除く））内に提出してください。

(4) 事前相談等の受付

申請書類の記載方法や技術的事項の助言等を目的とした事前相談の申出があった場合は、受け付けます。ただし、これらは申請書受理の条件ではなく、採択の可否にも関係しません。

(5) 本事業に関する問合せ先及び書類提出先

〒020-0023 盛岡市内丸11番1号 盛岡地区合同庁舎 6階

岩手県企業局経営総務室 経営企画担当

TEL : 019-629-6388 FAX : 019-629-6384 E-mail : EB0001@pref.iwate.jp

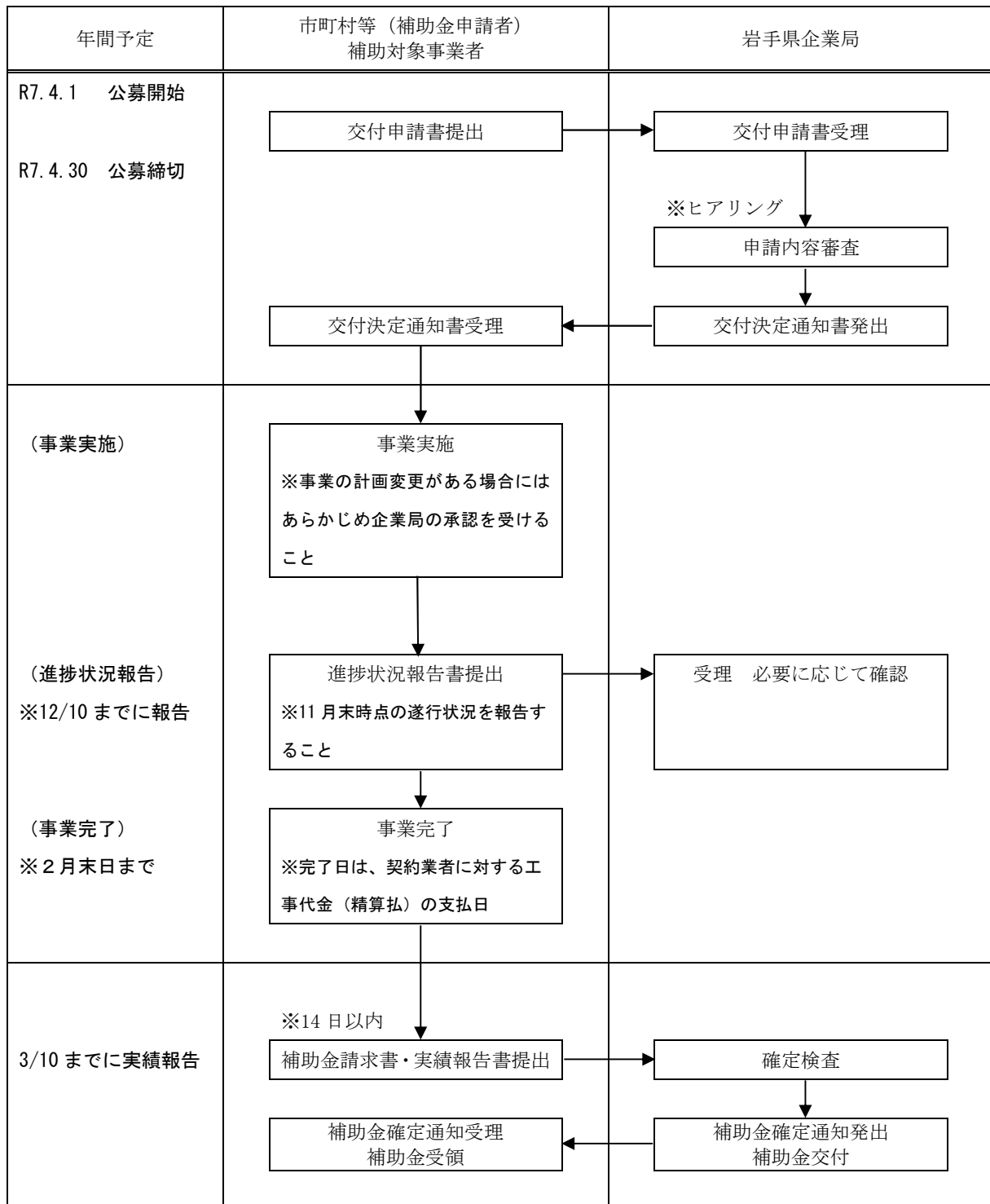
(6) 注意事項

ア 提出書類は返却しません。

イ 原則として、公募期間終了後における書類の訂正・追加等は受け付けません。

ウ 様式類は岩手県企業局のホームページからダウンロードすることができます。

4 年間スケジュール



※ 申請内容審査の段階において、必要に応じてヒアリングを実施します。

5 参考(過去5年間の利用実績)

| 番号 | 市町村名 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | 合計 | 評価点 |
|----|-------|----|----|----|----|----|----|-----|
| 1 | 盛岡市 | - | - | - | - | - | 0 | 30 |
| 2 | 宮古市 | - | - | ○ | ○ | ○ | 3 | 15 |
| 3 | 大船渡市 | - | - | - | ○ | - | 1 | 25 |
| 4 | 花巻市 | - | - | - | - | - | 0 | 30 |
| 5 | 北上市 | ○ | - | ○ | ○ | - | 3 | 15 |
| 6 | 久慈市 | ○ | ○ | ○ | - | ○ | 4 | 10 |
| 7 | 遠野市 | - | - | - | - | - | 0 | 30 |
| 8 | 一関市 | - | - | - | - | - | 0 | 30 |
| 9 | 陸前高田市 | - | - | - | - | - | 0 | 30 |
| 10 | 釜石市 | - | - | - | - | - | 0 | 30 |
| 11 | 二戸市 | - | - | - | - | - | 0 | 30 |
| 12 | 八幡平市 | - | - | ○ | - | ○ | 2 | 20 |
| 13 | 奥州市 | - | - | - | - | - | 0 | 30 |
| 14 | 滝沢市 | ○ | - | ○ | ○ | ○ | 4 | 10 |
| 15 | 雫石町 | ○ | ○ | ○ | - | - | 3 | 15 |
| 16 | 葛巻町 | - | - | - | - | - | 0 | 30 |
| 17 | 岩手町 | - | - | - | - | - | 0 | 30 |
| 18 | 紫波町 | - | - | ○ | ○ | ○ | 3 | 15 |
| 19 | 矢巾町 | ○ | ○ | ○ | - | ○ | 4 | 10 |
| 20 | 西和賀町 | - | - | - | - | - | 0 | 30 |
| 21 | 金ヶ崎町 | - | - | - | - | - | 0 | 30 |
| 22 | 平泉町 | - | - | - | ○ | - | 1 | 25 |
| 23 | 住田町 | - | - | - | - | - | 0 | 30 |
| 24 | 大槌町 | ○ | ○ | ○ | - | - | 3 | 15 |
| 25 | 山田町 | - | - | ○ | ○ | - | 2 | 20 |
| 26 | 岩泉町 | - | - | - | - | - | 0 | 30 |
| 27 | 田野畑村 | - | - | - | - | - | 0 | 30 |
| 28 | 普代村 | ○ | - | - | - | - | 1 | 25 |
| 29 | 軽米町 | - | - | - | - | - | 0 | 30 |
| 30 | 野田村 | - | - | - | - | - | 0 | 30 |
| 31 | 九戸村 | - | ○ | - | - | - | 1 | 25 |
| 32 | 洋野町 | ○ | ○ | - | - | - | 2 | 20 |
| 33 | 一戸町 | ○ | ○ | ○ | - | - | 3 | 15 |